毎週火・金曜日発行

目 次

○秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正 則

則

規

する規則(一一一・医務薬事課)………………1

規則をここに公布する。 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する 平成十八年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋 する規則 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正

秋

秋田県規則第百十一号

田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。 第二条の二中「一・七パーセント」を「一・九パーセント」に

「添付し、」を「添付して、これを」に改める。 第五条中「者は、」の下に「別に定める様式による」を加え、

場合の」に、 にその結果を通知するものとする」に改める。 てはその旨を通知する」を「当該資金の借入れの申込みをした者 定通知書により通知し、貸付けをしないことに決定した者に対し 第六条中「の可否及び」を「をするかどうか及び貸付けをする 「貸付けをすることに決定した者に対しては貸付決

は、」の下に「別に定める様式による」を加える。 第七条中「貸付決定通知」を「貸付けの決定」に改め、

式による」を加える。 第九条第二項及び第十条中「ときは、」の下に「別に定める様

第十一条中「ときは、」の下に「別に定める様式による」を加

この規則は、平成十八年十一月一日から施行する。 附 則 し」を加え、同条を第十五条とする。

別表及び様式第一号から様式第十号までを削る。

ページ

2

については、 付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金 貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金 なお従前の例による。

を「その旨を通知するものとする」に改める。 を加え、同条第二項中「対し、繰上償還通知書により通知する」 第十五条を削る。 第十三条第一項中「までに」の下に「別に定める様式による」 「添付し、」を「添付して、これを」に改める。 購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社